

平成30年度第3回 佐賀県建設工事入札審査会

日時 平成31年2月12日(火) 10:00~

場所 アバンセ 第1研修室

(佐賀市天神3-2-11)

1 報告事項

(1) 契約状況

総括表

入札方式別工事一覧表

(2) 指名停止等の運用状況

2 審議事項

(1) 条件付一般競争入札

資料目次

佐賀県建設工事入札審査会委員名簿	1
佐賀県建設工事入札審査会設置要綱	3
佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則	7
建設工事の種類別にみたその内容と例示	11
佐賀県建設工事入札制度概要	13
平成30年度 総合評価落札方式対象工事	15
総合評価落札方式選定フロー	17
総括表	19
入札方式別発注工事一覧表	21
指名停止等の運用状況	37
審議事項	39
委員審議希望選択工事一覧表	41
○伊万里土木事務所	43
案件番号 12	45
案件番号 19	51
○佐賀中部農林事務所	55
案件番号 103	57
案件番号 105	61
案件番号 118	65
案件番号 131	83
○東部土木事務所	95
案件番号 228	97
○有明海沿岸道路整備事務所	103
案件番号 254	105

佐賀県建設工事入札審査会委員名簿（50音順）

（任期：平成29年7月10日～平成31年7月9日）

氏名	職業	新（再）任の別
赤星 礼子	佐賀大学名誉教授	再任
帯屋 洋之	佐賀大学工学部教授	再任
東島 沙弥子	弁 護 士	新任
深川 一太	佐賀経済同友会常任幹事 深川製磁（株）代表取締役社長	再任
福井 泰成	税 理 士	再任

佐賀県建設工事入札審査会設置要綱

(設置)

第1条 県が発注する工事等について、入札・契約手続の適正な執行を図り、その透明性、客観性を確保するため佐賀県建設工事入札審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(業務)

第2条 審査会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 県が発注した工事における競争参加資格の設定方法等について審議すること。
- (3) 入札参加資格の確認等条件付一般競争入札（県が発注した工事及び委託業務に限る。）の手続きに対する県の理由説明に不服がある場合の申立てについて審議すること。
- (4) 県が発注した工事及び委託業務に関し、入札談合情報があった場合の入札の実施又は取りやめについて審議すること。
- (5) 指名停止等措置における苦情申立てに対する県の回答に不服がある場合の申立てについて審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上（第2条第4号に係る会議にあつては、委員2名以上）の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第1号及び2号に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として3か月に1回開催する。

- 4 第2条第3号に係る会議(以下「苦情処理会議」という。)は、佐賀県建設工事条件付一般競争入札実施要領第13条第4項又は佐賀県建設関連業務条件付一般競争入札実施要領第13条第4項の規定に基づき知事から審議の依頼があったときは、開催しなければならない。
- 5 第2条第4号に係る会議(以下「入札談合情報会議」という。)は、公正入札調査委員会から諮問されたときは、開催しなければならない。
- 6 第2条第5号に係る会議(以下「指名停止措置再苦情処理会議」という。)は、佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第8条の規定に基づき知事から審議の依頼があったときは、開催しなければならない。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 定例会議は、公開とする。ただし、会長が審査会に諮り非公開が適当と判断した場合は非公開とする。
- 9 苦情処理会議、入札談合情報会議及び指名停止措置再苦情処理会議は、非公開とする。

(報告)

- 第5条 審査会は、定例会議を開催したときは、その結果を知事に報告しなければならない。
- 2 審査会は、第2条第1号及び第2号に係る会議の結果、改善すべき事項等があると認めるときは、知事に対し意見を述べることができる。
 - 3 審査会は、苦情処理会議、入札談合情報会議及び指名停止措置再苦情処理会議を開催したときは、意見書を作成しその結果を苦情処理会議及び指名停止措置再苦情処理会議にあっては知事に、入札談合情報会議にあっては公正入札調査委員会に報告しなければならない。
 - 4 前項の報告は、苦情処理会議又は指名停止措置再苦情処理会議に係る報告にあっては、苦情又は再苦情の申立てがあった日から50日以内に行うものとし、入札談合情報会議に係る報告にあっては、開催後速やかに行うものとする。

(委員の除斥)

- 第6条 委員は、第2条第2号から第5号までの業務について、自己又は3親等以内の親族の利害に係る審議に加わることができない。

(守秘義務)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の庶務)

第 8 条 審査会の庶務は、県土整備部建設・技術課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則

昭和28年6月1日

佐賀県規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、県が発注する建設工事及びこれに関連する業務(以下「建設工事等」という。)について一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結する場合における地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに佐賀県特定調達契約規則(平成7年佐賀県規則第64号。以下「特定調達規則」という。)第3条に規定する資格(以下「入札参加資格」という。)の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則において「建設工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定するものをいう。

(昭39規則25・全改、昭62規則31・平8規則28・一部改正)

(入札参加資格の審査等)

第2条 入札参加資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、入札参加資格審査申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の規定により申請があったときは、その内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等を審査し、適当であると認めるときは、その旨を決定し、当該申請者に通知する。

3 前項の決定は、建設工事等の種類ごとに行う。この場合において、建設工事のうち次の各号に掲げる種類の建設工事については、それぞれ当該各号に定める等級に区分して行うものとする。ただし、決定する入札参加資格が、特定調達規則の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に限り有効なものである場合は、この限りでない。

(1) 土木一式工事 特A、A、B及びCの4等級

(2) 建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事、とび・土木・コンクリート工事、鋼構造物工事及び塗装工事 A、B及びCの3等級

(3) 舗装工事、機械器具設置工事及び電気通信工事 A及びBの2等級

4 第2項の規定により建設工事に係る入札参加資格の決定を行う場合(前項ただし書に規定する場合を除く。)は、あらかじめ、佐賀県建設業審議会に諮問するものとする。

5 入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、第3項ただし書に規定する場合その他知事が必要と認める場合は、この限りでない。

6 第2項の規定による入札参加資格の決定の有効期間は、当該入札参加資格の決定のときから次の定期の審査における入札参加資格の決定のときまでとする。

(昭28規則47・昭37規則50・昭39規則25・昭46規則88・昭52規則55・昭62規則31・平3規則38・平8規則28・平17規則71・平24規則56・一部改正)

(有資格者の地位の承継)

第3条 前条第2項の規定により入札参加資格の決定を受けた者(以下「有資格者」という。)の相続人その他の一般承継人は、有資格者の地位を承継しようとするときは、知事が別に定めるところにより、入札参加資格者承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(昭62規則31・全改、平27規則28・一部改正)

(指名基準)

第4条 工事発注機関の長は、工事を指名競争入札に付するときは、当該工事の設計価格に応じた等級に属する有資格業者の中から指名しなければならない。

2 工事発注機関の長は、その等級に属する有資格業者の数が少数である場合その他必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該等級の1等級上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

3 工事発注機関の長は、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事又は特別の技術を要する工事を指名競争入札に付するときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該工事の設計価格に応じた等級の上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

4 発注予定工事の設計価格に応ずる指名競争入札に参加する者の等級の区分(以下「等級区分」という。)は、別表のとおりとする。

(平3規則38・全改)

(等級区分の特例)

第5条 工事発注機関の長は、一の等級に対応する発注予定工事の件数が著しく多数又は少数である場合その他必要があると認める場合は、知事の承認を受けて、等級区分について別に定めることができる。

(平3規則38・全改)

(入札参加資格の決定の取消し等)

第6条 知事は、第2条第1項の資格審査申請書に虚偽その他不正の記載があったときは、入札参加資格の決定を行わず、又は既に行った決定を取り消すことができる。

2 知事は、有資格者の経営の状況が入札参加資格の決定のときにおける経営の状況と比較して著しく悪化したと認められる場合は、入札参加資格の決定を取り消すことができる。

(昭37規則50・旧第5条繰下・一部改正、昭52規則55・昭62規則31・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前すでに決定された建設業者の施行能力等級は、この規則の規定により決定されたものとみなす。

附 則(昭和28年規則第47号)

この規則は、昭和28年11月1日から適用する。

附 則(昭和37年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和38年規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第49号）

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の佐賀県建設業者施行能力等級査定に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている資格審査申請書その他の書類は、この規則による改正後の佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により提出された入札参加資格審査申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により等級の決定を受けている者は、改正後の規則の規定により入札参加資格の決定が行われるまでは、改正後の規則の規定により入札参加資格の決定を受けた者とみなす。

附 則（平成2年規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則（平成3年規則第38号）

この規則は、平成3年6月10日から施行する。

附 則（平成8年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第32号）

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第45号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第71号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第56号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（平17規則71・全改、平27規則28・一部改正）

1 土木一式工事

設計価格	7,000万円以上	3,000万円以上 7,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
等級	特A	A	B	C

2 建築一式工事

設計価格	5,000万円以上	1,800万円以上5,000万円 未満	1,800万円未満
等級	A	B	C

3 舗装工事

設計価格	全額	1,200万円未満
等級	A	B

4 電気工事、管工事及び鋼構造物工事

設計価格	1,200万円以上	600万円以上1,200万円未 満	600万円未満
等級	A	B	C

5 造園工事

設計価格	700万円以上	250万円以上700万円未満	250万円未満
等級	A	B	C

建設工事の種類別にみたその内容と例示

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ちくい工事 ハ 土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及びひね石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア・取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃焼ガス、蒸発製液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災報知器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	屎処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、屎処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

佐賀県建設工事入札制度概要 (H30.4.1～)

等級等		設計価格(税込) (円以上)	土木一式	建築一式	その他(専門工事)	
土木一式	建築一式				舗装	法面 その他
JV	JV	22億9千万	一般競争入札(共同企業体)			
特A級	A級	5億 3億 2億5千万 1億5千万 1億	条件付一般競争入札(共同企業体)(事前審査型)			
A級	A級	7.0千万 6.0千万 5.0千万 3.0千万	条件付一般競争入札 (事前審査型) *県内本店	条件付一般競争入札 (事前審査型) *県内本店	条件付一般競争入札 (共同企業体) (事前審査型)	条件付一般競争入札 (事前審査型)
B級	B級	2.5千万 2.0千万 1.8千万 1.2千万	条件付一般競争入札 (事後審査型) *県内4地区	同上 (事後審査型) *県内2地区	条件付一般競争入札 (事前審査型) *A級対象工事 *県内本店・支店・ 営業所	同上 (事後審査型)
C級	C級	1.0千万 0	同上 (事後審査型)	同上 (事後審査型) *原則事務所管内(杵藤は旧管内)	同上 (事後審査型) *A・B級対象工事 *県内本店・支店・ 営業所	同上 (事後審査型)
特記事項		※250万円以下の工事は条件付一般競争入札又は随意契約。 ※県内業者の不足する専門工事の県外業者を含めた要件は入札取扱基準による。 ※特殊工事(PC橋上部工、鋼構造物等)は事前審査型で実施。(H19.4.1～)				

平成30年度 総合評価落札方式対象工事

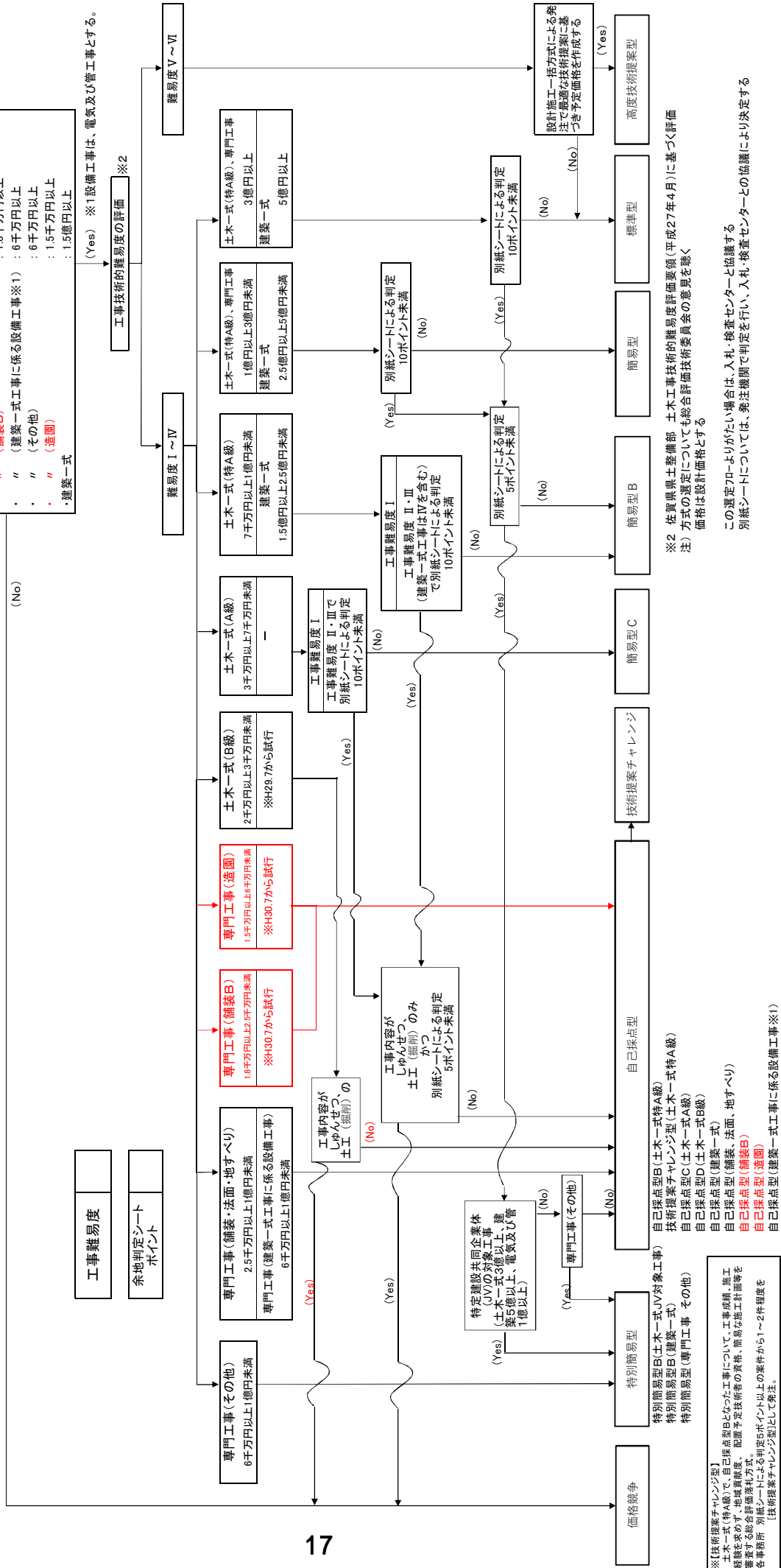
土木一式	建築一式	設計価格(税込) (円)	土木一式	その他(専門工事)		建築一式
				舗装・法面・地すべり	その他、造園	
JV	JV	5億以上	標準型 30点 ※1 (高度技術提案型もあり)	標準型 30点 ※1	標準型 30点 ※1	標準型 30点 ※1
		5億				
特A級	A級	3億	簡易型 20点 ※1 簡易型B 17点	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1 簡易型B 17点 特別簡易型B 13点 自己採点型 12点
		2億5千万				
		1億5千万				
		1億				
A級	A級	7.0千万	簡易型B 17点 ※2 自己採点型B 12点 技術提案チャレンジ型 9点	自己採点型 (舗装・法面・ 地すべり) 14点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 12点
		6.0千万				
		5.0千万	簡易型C 16点 ※2 自己採点型C 12点	自己採点型 舗装B 4 点	自己採点型 造園 3点	
		3.0千万				
B級	B級	2.5千万	自己採点型D 3点			
		2.0千万				
		1.8千万	自己採点型D 3点			
		1.5千万				
1.0千万						
C級	C級					

※1: 技術的な工夫の余地が少ない場合、簡易型、簡易型B、技術提案を求めない特別簡易型B又は自己採点型に移行する。
 ※2: 技術的な工夫の余地が少ない場合、簡易型B・C又は特別簡易型B・C(技術提案を求めない)に移行する。

総合評価落札方式選定フロー【適用：H30.7.30以降】

- 【適用：H30.7.30以降】
- ・土木一式(B級) : 2千万円以上3千万円未満
 - ・土木一式(A級) : 3千万円以上7千万円未満
 - ・土木一式(特A級) : 7千万円以上
 - ・専門工事(舗装、法面、地すべり) : 2.5千万円以上
 - ・ " (舗装B) : 1.8千万円以上
 - ・ " (建築一式工事に係る設備工事※1) : 6千万円以上
 - ・ " (その他) : 6千万円以上
 - ・ " (造園) : 1.5千万円以上
 - ・ 建築一式 : 1.5億円以上

(図1-4)



【技術提案チャレンジ型】
土木一式(特A級)で、自己採点型Bとなった工事について、工事前編、施工経路を求めず、地庫置換度、配管予定技術者の資格、簡易な施工計画等を審査する総合評価落札方式。配管予定技術者の資格、簡易な施工計画等を各事務所に別紙シートによる判定5ポイント以上の条件から1~2件程度を【技術提案チャレンジ型】として発注。

